

## Ⅱ 軽微事案処理簿

### 1. 一般旅客定期航路事業の運賃設定認可

〔月 日〕 1 月 29 日	〔申 請 者〕 りんくうフェリー株式会社	〔事 案 の 内 容〕 1. 航 路 泉佐野～徳 島 2. 運 賃 旅客運賃 (単位:円)																																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区 間</td> <td colspan="2">泉 佐 野</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">等級</td> <td style="width: 10%;">運賃</td> <td style="width: 10%;">申 請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 等</td> <td>1,910</td> <td></td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">徳 島</td> </tr> <tr> <td>キ ロ 程</td> <td>88.16km</td> <td></td> </tr> </table>	区 間	泉 佐 野			等級	運賃	申 請		2 等	1,910		徳 島	キ ロ 程	88.16km																							
区 間	泉 佐 野																																						
等級	運賃	申 請																																					
2 等	1,910		徳 島																																				
キ ロ 程	88.16km																																						
3 月 19 日	株式会社高知シーライン	その他の記載事項 省略 1. 航 路 あしずり～甲 浦～大 阪 2. 運 賃 旅客運賃 (単位:円)																																					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">区 間</td> <td colspan="2">あしずり</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">等級</td> <td style="width: 10%;">運賃</td> <td style="width: 10%;">申 請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 等</td> <td>7,340</td> <td></td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">甲 浦</td> </tr> <tr> <td>2 等</td> <td>3,670</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ ロ 程</td> <td>186.3km</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">等級</td> <td style="width: 10%;">運賃</td> <td style="width: 10%;">申 請</td> <td style="width: 10%;">申 請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 等</td> <td>13,460</td> <td>7,340</td> <td></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">大 阪</td> </tr> <tr> <td>2 等</td> <td>6,730</td> <td>3,670</td> <td></td> </tr> <tr> <td>キ ロ 程</td> <td>362.0km</td> <td>175.7km</td> <td></td> </tr> </table>	区 間	あしずり			等級	運賃	申 請		1 等	7,340		甲 浦	2 等	3,670		キ ロ 程	186.3km			等級	運賃	申 請	申 請		1 等	13,460	7,340		大 阪	2 等	6,730	3,670		キ ロ 程	362.0km	175.7km	
区 間	あしずり																																						
等級	運賃	申 請																																					
1 等	7,340		甲 浦																																				
2 等	3,670																																						
キ ロ 程	186.3km																																						
等級	運賃	申 請	申 請																																				
1 等	13,460	7,340		大 阪																																			
2 等	6,730	3,670																																					
キ ロ 程	362.0km	175.7km																																					
		その他の記載事項 省略																																					

### 2. 一般旅客定期航路事業の免許

〔月 日〕 1 月 29 日	〔申 請 者〕 りんくうフェリー株式会社	〔新たに設けられた航路〕 泉佐野～徳 島
3 月 19 日	株式会社高知シーライン	あしずり～甲 浦～大 阪

### 3. 一般旅客定期航路事業の航路廃止許可

〔月 日〕 1 月 29 日	〔申 請 者〕 共同汽船株式会社 共正汽船株式会社 関西汽船株式会社	〔廃止される航路〕 大 阪～徳 島 大 阪～徳 島 大 阪～徳 島
3 月 19 日	室戸汽船株式会社 四国中央フェリーボート株式会社 関西汽船株式会社	あしずり～甲 浦～大 阪 新居浜～川之江～神 戸 神 戸～高 松

#### 4. 港湾区域の変更認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
3月17日	大阪市	大阪港港湾区域の変更
	新潟県	直江津港港湾区域の変更
	新潟県	小木港港湾区域の変更

#### 5. 第一種鉄道事業の一部休止許可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔休止される線路及び区間〕
1月22日	東日本旅客鉄道株式会社	路 線：東海道線（浜松町～浜川崎） 休止される区間：浜松町～東京貨物ターミナル

#### 6. 第一種鉄道事業の一部廃止許可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔廃止される路線及び区間〕
2月26日	弘南鉄道株式会社	路 線：黒石線（川部～黒石） 廃止される区間：川部～黒石

#### 7. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
2月17日	九州産業交通株式会社	対キロ区間制
		現 行 変更後の運賃
		基準賃率 30円00銭 → 30円70銭
		最低運賃 130円 → 130円
熊本バス株式会社	対キロ区間制	
	現 行 変更後の運賃	
	基準賃率 30円90銭 → 31円50銭	
	最低運賃 130円 → 130円	
熊本電気鉄道株式会社	対キロ区間制	
	現 行 変更後の運賃	
	基準賃率 28円80銭 → 29円40銭	
	最低運賃 130円 → 130円	
熊本市	対キロ区間制	
	現 行 変更後の運賃	
	基準賃率 30円70銭 → 31円50銭	
	最低運賃 130円 → 130円	

#### 8. 一般乗合旅客自動車運送事業の免許

〔月 日〕	〔申請者〕	〔新たに設けられた路線（運行系統）〕
3月3日	濃飛乗合自動車株式会社	運行系統：高山～ 東京（新宿駅西口）

#### 9. 一般乗合旅客自動車運送事業の譲渡譲受認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
3月31日	林田産業交通株式会社	譲渡人 林田産業交通株式会社
	林田バス株式会社	譲受人 林田バス株式会社

## 10. 定期航空運送事業の運賃設定認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔設定された運賃〕
3月3日	日本航空株式会社	1. 路線 札幌～福島 2. 旅客運賃(税込) 大人 (最高額) 23,338円 (最低額) 17,504円
3月19日	株式会社ジャル エクスプレス	1. 路線 大阪～宮崎 2. 旅客運賃(税込) 大人 (最高額) 20,603円 (最低額) 14,750円
3月19日	株式会社ジャル エクスプレス	1. 路線 大阪～鹿児島 2. 旅客運賃(税込) 大人 (最高額) 22,169円 (最低額) 16,550円
3月24日	エアーニッポン株式会社	1. 路線 福岡～那覇 2. 旅客運賃(税込) 大人 (最高額) 24,772円 (最低額) 18,350円

## 11. 定期航空運送事業の免許

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
3月5日	全日本空輸株式会社	路線：ヤンゴン～バンコク

# Ⅲ 運輸審議会件名表登載事案

運輸審議会一般規則(昭和27年運輸省令第8号)第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

## 1. 第一種鉄道事業の免許

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
3月31日	平10第4001号	京都市	京都府宇治市六地藏奈良町—京都府京都市伏見区醍醐高畑町 2.4キロメートル

## 2. 定期航空運送事業の免許

〔諸問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
1月13日	平10第9001号	日本貨物航空株式会社	申請路線：東京～ポートランド
	平10第9002号	日本貨物航空株式会社	申請路線：大阪～ポートランド
2月10日	平10第9003号	日本航空株式会社	申請路線：札幌～福島
2月17日	平10第9004号	日本航空株式会社	申請路線：名古屋～ロンドン
2月19日	平10第9005号	株式会社ジャル エクスプレス	申請路線：大阪～宮崎
	平10第9006号	株式会社ジャル エクスプレス	申請路線：大阪～鹿児島
3月3日	平10第9007号	エアーニッポン株式会社	申請路線：福岡～那覇
3月5日	平10第9008号	日本航空株式会社	申請路線：大阪～天津
	平10第9009号	日本航空株式会社	申請路線：名古屋～天津
3月26日	平10第9010号	全日本空輸株式会社	申請路線：福岡～上海
	平10第9011号	全日本空輸株式会社	申請路線：大阪～天津

## IV 運輸審議会公聴会

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 運輸審議会主宰公聴会 | 記載事項なし |
| 2. 審理官主宰公聴会   | 記載事項なし |

## V 運輸審議会意見聴取

- |                |        |
|----------------|--------|
| 1. 運輸審議会主宰意見聴取 | 記載事項なし |
| 2. 審理官主宰意見聴取   | 記載事項なし |

## VI 審理報告書

記載事項なし

# Ⅶ 事案処理状況

(平成10年1月1日から  
平成10年3月31日まで)

区 分	海 運	港 湾	港 湾 運 送	鉄 道 1	鉄 道 2	旅 客 自 動 車	貨 物 自 動 車	航 空	郵 便 物 運 送 委 託	行 政 不 服 審 査	計
軽 微 認 定 事 案 件 数	10	3	0	1	1	6	0	5	0	0	26
件 名 表 登 載 事 案 件 数	0	0	0	0	1	0	0	11	0	0	12
答 申 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（意見聴取を行ったものを含む）	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
	計	0	0	0	0	0	0	9	0	0	9
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	運輸審議会主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 鉄道1は国鉄民営化に伴う旅客会社、貨物会社  
鉄道2は旅客会社貨物会社以外